

第四章 境界争い

小糸川の流路の変遷に伴う近隣との争議

第一節 中富村と貞元村

寛文二年（一六六二）貞元村との境界について官訴した事件である。八十五年前（一五七〇）頃、小糸川は釜神の宿の東側を流れ、江川に合流していたが、その後西へ西へと流れが変わり、金掘り、砂田、南川原を廻って流れるようになったが、元々釜神の地は川向こうであるが中富の地籍であるから返してくれるよう交渉したが貞元は承知せず、中富村は官に訴え出たのである。結果は当時の川をもつて境とするとの判決から中富は敗訴したのである。天正十九年（一五九一）の中富検地帳の約三十町歩の耕地の中に、釜神は含まれていなかった。

覚（判決文）

上総国周准郡中富村与貞元村境論之事令糺明之処小糸川中富村の方へ闕入候に付中富村地内只今川向に有之由雖訴之貞元村田畠許り有之而中富村田畠一切無之候仍上は小糸川流之通両村之境相定る事為後鑑双方へ如此證文差遣之者也

寛文貳壬寅年九月廿二日

妻 彦右衛門 勘定頭 妻木頼照

しかしながら小糸川は大水のたびに西へ移動をくりかえしているのです、中富の人たちは気が気ではなく、奉行所へ嘆願したのである。判決を受けてから十二年目である。

乍恐以書付御訴訟奉申上候

中富村田畑居村を川で押し崩し貞元村へ組つき……………
本高百八十八石三斗七升の所、只今では四十五石余だけ……………
最早残りの土地も少なく中富村は窮極に達し命もつなぎかね
流浪致す様になり……………
何卒御検使をお遣し下さいまして実地調査を下さらば……………
只今百姓の居ります所は三十年以前は芝原で馬繫場で御座いました所で……………

寛文十三年（一六七三） 癸丑二月二十八日

中富村 名主 五郎右衛門 印
同村 惣 百姓 印

この中富からの訴えに対し役所から曾根、関口の兩人見分
裁定書を下した。通称、河原山（三畝山）がそれである。
為後鑑絵図面加印判双方え下置の条不可違背者也

延宝二年寅四月十二日

喜右衛門 印
五兵衛 印

第二節 中富村と大和田村

乍恐以書付御訴訟奉申上候

大和田村ヨリ理不尽成儀仕被掛ケ致迷惑申上候御事……：
 村境に中富村の芝地が少々御座居ますが、古来より御帳面
 によつて居り年貢も納めて居ります。畠壹反五畝九歩に麦
 を作付けしたところ、三月十一日夜大和田村から、この麦
 畠を残らず「うないちらし」近頃無理難題を仕かけられ迷
 惑しています。大和田村に理由を尋ねたところ、子細があ
 るから打ち潰した。その訳は法廷で話すと申しています。
 四拾壹年以前中富村の加兵衛と申す百姓がこの芝地に引越
 し屋敷を作り家を建て、今倅二人が居ります。
 聞き召され大和田村の名主百姓を呼んで仰付け下されば有
 難く存じます。

延宝五巳年（一六七七）四月

上総国周集郡中富村

名主

五郎右衛門

惣 百姓

御 奉行 様

この中富村の訴えに対して裁決文は次のとおりである。

上総国周准郡中富村と同郡大和田村野論之事令糺明之処右
 之野中富村之田畠併民屋有之而……：……

大和田村之者理不尽に之を打ち破り曲事を為し、名主菅人
 入牢を命じ更に罰金を申し付け、絵図面に境界線を引き双
 方へ渡すので以後違反のないようにすること

延宝五丁巳年（一六七七）六月六日

岡 角 太[㊦]
 徳 五 兵[㊦]
 甲 斐 喜 右[㊦]
 地頭 大草平内 [㊦]

第三節 中富村と中野村

宝永元年（一七〇四）に小糸川を直線にする工事は完了し
 たのであるが、宝永六年の大洪水で小糸川の本流が中野村へ
 流れこむようになり、争議が起きたのである。しかし境杭を
 打ち、地所の変更のないことを確認して和議が成立したので
 ある。図面を作成し杭の位置を記入して双方に渡されたので
 ある。

覚

小糸川従元規中富下湯江両村之境水流候所宝永六巳丑二月
洪水ニ付水増候故中富村与中野村境中富地内本川押切新川
ニ成り規先之川水溜り一円流不申候依之中野村境俄川近ク
成り申候ニ付未々ニ致……………

川田武兵衛畠緑松より三之杭迄百四間与右門山三隅より四
之杭迄七拾間中野村分其外中富村分与絵図ニ記杭木ニ書付
置候所実正也……………

為後證仍而両村裏書判形如件

宝永六巳丑四月十七日(一七〇九)

南条金左工門お代官所中富村

名主 五郎右工門

㊦

小笠原千之介知行所中野村

名主 新右工門

㊦

第四節 中富村と下湯江村

上総国周准郡中富村与同国同郡下湯江村附洲論裁許の事

堤防もなく平坦地を流れる小糸川は大雨のたびに、岸を削り流路を変えていた。川欠け郷境出入りに対しては、境は「水流を限る」という基本方針のため田畠を削られた村は土地を失うことになる。寛文二年の貞元村との争いも川向うに証拠になる作物又は樹木が残っていなかったもので、広大な土地が貞元村へ移ってしまった。

下湯江との争いは下川原と伽藍(現中富飛地)の間と思われるが、昔の小糸川は高田の二軒家の下から根田を流れていた。下川原に新割、中割、外割という小字名があることも恐らく、新しく出来た洲を分割して耕作したものと推測される。大成建材は中富地籍であり南側に下湯江との境界道路が西に向かつて、堤防に接している。そこに宝暦十三年再確認された九番の石柱が現存している。久しい争論であったが漸く解決し双方に渡された文書が残されている。

中富村下湯江村之境小糸川川欠附洲中富村ヨリ及出訴宝暦八年地押糺明之上當時有形九番之杭ヨリ方角相改……………

有形九番之杭ハ下湯江村古田境ニ有之先年ヨリ動キ無之ニ付九番之杭ヨリ寅之七分江見通シ川端ニ新規ニ分杭ヲ打境相定之事仍絵図面引墨筋令裏書各加印形双方江授置条永可違犯者也

宝暦十三年末（一七六三）十月四日

小日向	勘定奉行	小野一吉
牧大隅 ^印	勘定奉行	牧野成賢
安弾正 ^印	勘定奉行	安藤雄要
石備後	勘定奉行	石谷清昌
一安芸	勘定奉行	一色政流
土越前 ^印	南町奉行	土屋正方
依豊前 ^印	北町奉行	依田政次
毛讃岐 ^印	寺社奉行	毛利匡平
酒飛驒 ^印	寺社奉行	酒井忠香
土大炊 ^印	寺社奉行	土屋利里
松和泉 ^印	寺社奉行	松平乗祐

縦二三五cm×横三〇五cm 正本

為取替証文事

寛政六寅年三月（一七九五）境杭が腐り、両村立会いで、以前の場所に杭を打ったところ全く相違ありませんでした。杭は下湯江より差し出し中富へは迷惑をかけません、双方承知したので証文を取り交わしました。

寛政六年三月 下湯江村



中富村・下湯江村、裁許文の整理

百姓代	五郎兵衛 ^印
名主代	要助 ^印
中富村	
百姓代	清右工門 ^印
名主	五郎右工門 ^印

芑

上徳田集郡中百村と貞之入村境海邊

しつじゆのくま、小糸川中百村のり、因入分
 中百村地自と、川向さき、由能海之
 名之入村田畠、くま、くま、中百村田畠、切
 中、くま、くま、小糸川海、くま、中百村、境、相
 境、くま、くま、海、双、方、名、氏、境、之、境、を、示、す、
 也、也、也、

寛文貳年 九月廿二日 喜長 為

是、之、也、
 海、之、也、
 村、之、也、
 中、百、村、也、
 井、之、也、

上徳田集郡中百村と因入和畠村境論之事、今、紀、明、之、也、若、く、中、百、村、之、
 田、畑、其、氏、屋、有、く、中、百、村、之、比、也、比、之、く、上、入、和、田、村、之、中、境、惟、中、入、和、田、村、之、者、
 惟、く、中、入、和、田、村、之、中、百、村、之、加、之、及、上、以、除、入、和、田、村、之、者、抑、其、境、中、境、之、由、也、
 若、く、上、入、和、田、村、之、中、百、村、之、之、料、中、入、和、田、村、之、中、入、和、田、村、之、者、若、く、中、入、和、田、村、之、
 境、之、也、
 双、方、の、境、を、示、す、也、



是、之、也、



是、之、也、
 中、百、村、也、
 中、百、村、也、
 中、百、村、也、
 中、百、村、也、
 中、百、村、也、
 中、百、村、也、
 中、百、村、也、